

各地域会から発信する提言や要望書等のガイドライン

各地域会から発信する提言や要望書等を提出する場合は以下の方法とする。

1) 地域会名での提出の場合

- 地域会は速やかに事務局を通じて支部長に報告をすること。
- 報告と同時に提出書類を、支部サイトの専用ページにて公開するか否かも同時に申し出ること。

<https://www.jia-kanto.org/kanto/statement/>

2) WEB 掲載ルールと手順

- WEB 公開を希望する場合、他団体との連名の場合は、あらかじめ他団体に了解を得る事。
- WEB 公開については、個人名を伏せた（関係団体役職名まで）ものを用意する。
同一内容で、何ヶ所か出した場合は、主たるものの一部に限定する。

3) 支部長名（会長名）連名での提出の場合

- 提言や要望書等の提出文案を、事務局を通じて支部長（会長）に事前に提出し、承認を受けた後、提出先に提出すること。

4) 報告後の対応

- 1) で提出した提言や要望書等の報告を受け、文面、提出方法、WEB 公開等に問題がある場合は支部長から地域会に意見具申あるいは改善要請を行うものとする。